【　住所不明組合員のみなし脱退　】に関する公告

生協法および静岡県教職員生活協同組合定款および規則に基づき、下記の通り令和８年度の【住所不明組合員のみなし脱退】に関する公告を行います。

記

1. 対象者

今回のみなし脱退の対象者となるのは令和６年 10 月 1 日から令和８年９月 30 日までの２年間に渡って、組合員名簿に登録された自宅住所では連絡が取れない方です。

2. 名簿の閲覧と手続きおよび期日

該当する組合員名簿を教職員生協事務所に設置しています。ご確認のうえ令和９年２月 28 日までに住所変更または脱退（出資金返還）の手続きをお願いいたします。

3. みなし脱退処理後の出資金について

令和９年２月 28 日までに住所が確認できない組合員は、3 月の理事会での決議を経て令和８年度末をもってみなし脱退手続きを行い、6 月の通常総代会で報告を行います。

なお、処理後にみなし脱退組合員から払戻しの請求があれば出資金を返還いたします。

＜お問い合わせ先＞
静岡県教職員生活協同組合
〒422-8520 静岡市駿河区登呂六丁目 14 番 27 号
TEL　054-282-2140
FAX　0120-82-9992